

## 令和4年度栃木県医療機関等物価高騰対策支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する令和4年度栃木県医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この支援金は、物価高騰の影響による光熱費、燃料費及び食材料費の負担増に対する軽減を図ることを目的とする。

### (交付の相手方)

第3条 この支援金は、令和4年10月1日時点で県内において開設している保険医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所）、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。）及び訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）の開設者を交付の相手方とする。ただし、公立の医療機関等については、一般会計により運営されているものを除く。

### (交付の対象経費)

第4条 この支援金は、次の経費に対する支援として交付するものとする。ただし、別に補助を受けているときは、この限りではない。

- (1) 保険医療機関（病院及び有床診療所） 光熱費、燃料費、食材料費
- (2) 上記以外の保険医療機関、助産所、施術所及び訪問看護ステーション 光熱費

### (交付額の算定方法等)

第5条 この支援金の交付額の算定方法については、次の表に定めるところによる。

施設の種別	交付額の算定方法	備考
保険医療機関（病院、有床診療所）	50千円／1床 （最低150千円）	令和4年10月1日時点で休床中の病床を除く。
保険医療機関（無床診療所、歯科診療所） 助産所	150千円／1施設	令和4年10月1日時点で休止中の施設を除く。
施術所及び訪問看護ステーション	50千円／1施設	令和4年10月1日時点で休止中の施設を除く。 （同一施設で複数の施術所を兼ねる場合は、一つの施術所とみなす。）

(支給回数)

第6条 この支援金の交付は、1医療機関等につき1回限りとする。

(交付の申請等)

第7条 支援金の交付を受けようとする医療機関等が、規則第4条、第13条及び第18条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出期限
令和4年度栃木県医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)	別記様式第1	申請医療機関等一覧表	別表第1	別に知事が定める日

(関係書類の保管)

第8条 当該支援金の支給を受けた医療機関等は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4(2022)年11月8日から適用する。
- 2 この要領は、令和5(2023)年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付を決定した支援金については、同日後もなおその効力を有する。